11月7日(日)は、りんご湯を楽しみませんか　所浴場組合加盟5浴場　詳環境生活課　TEL(32)6333

暮らし

令和4年度認可保育施設入所申込書類の配布などを開始します

配布開始 12月1日(水)から
申 12月16日(木)～令和4年1月19日(水)
詳 こども育成課　TEL(32)6378　※詳細は広報とまこまい12月号でご案内します

年末調整について

■勤務先に諸控除の申請を

給与所得者の所得税および復興特別所得税は、通常、事業所が行う年末調整で精算されます。本年中に扶養親族などに異動があった方や保険料（生命、地震など）を支払った方は、諸控除の申告書を勤務先に提出してください

■年末調整等説明会

税務署主催の年末調整等説明会は、令和3年以降実施しないこととしました。今後は、国税庁HP（https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm）やWeb-TAX-TV（ウェブ タックス ティービー）などの動画により、必要な情報を得られますので、ぜひご活用ください

詳 苦小牧税務署　TEL(32)3165　市市民税課　TEL(32)6253・6254

国民年金保険料の年末調整・確定申告

国民年金保険料を社会保険料控除として年末調整や確定申告を行うときは、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が必要です。1月～9月に納付した方には10月下旬から11月上旬に、10月～12月に初めて納付した方には令和4年2月上旬に日本年金機構から送付されます　※家族の保険料も控除の対象

問い合わせ先 ねんきん加入者ダイヤル TEL 0570(003)004　IP電話の方 TEL (03)6630・2525
詳 苦小牧年金事務所　TEL(36)6135　市保険年金課　TEL(32)6429

固定資産税の軽減について

■住宅の耐震改修工事

昭和57年1月1日以前から所在する住宅に、平成18年1月1日～令和4年3月31日に、現行の耐震基準に適合する改修工事を行った場合、改修工事完了の翌年度分の固定資産税額の2分の1が減額。また、改修工事によって長期優良住宅の認定を受けたことを証する書類を添付して申告がされた場合には、改修工事完了の翌年度分の固定資産税額の3分の2が減額　※耐震改修工事の完了後3カ月以内に、資産税課に申告してください

■住宅のバリアフリー改修工事

新築された日から10年以上を経過し、65歳以上の方および介護保険法の要介護認定または要支援認定を受けている方、所得税や住民税上の障害者控除の適用を受ける方が居住する住宅に、令和4年3月31日までに、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、工事完了の翌年度分の固定資産税額の3分の1が減額　※住宅のバリアフリー改修工事の完了後3カ月以内に、資産税課に申告してください

■省エネ改修工事

平成20年1月1日以前から所在している住宅に、平成20年4月1日～令和4年3月31日に省エネ改修工事を行い、一定の基準に適合することが証明された場合、改修工事完了の翌年度分の固定資産税額の3分の1が減額。また、平成29年4月1日以降の改修工事によって長期優良住宅の認定を受けたことを証する書類を添付して申告がされた場合は、改修工事完了の翌年度分の固定資産税額の3分の2が減額　※省エネ改修工事の完了後3カ月以内に、資産税課に申告してください

■新築住宅

新築された住宅については、1戸につき120㎡まで一定期間固定資産税が2分の1に減額。新築から3年度分（中高層耐火建築物は5年度分）、長期優良住宅は新築から5年度分（中高層耐火建築物は7年度分）

詳 資産税課　TEL(32)6268

国税に関する申告・面接相談は「事前予約」が必要です!!

税務署では、納税者の皆さんにスムーズに申告・面接相談できるよう、原則として「事前予約制」を実施しています。希

広告